２．［２］⑵⑦ハのうち、「平成23年３月31日まで」を「西日本高速道路株式会社が別に定める日まで」に改める。

２．［２］⑵⑧イのうち、「（平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。）」を削る。

２．［２］⑵⑧ハのうち、「平成30年３月31日まで」を「西日本高速道路株式会社が別に定める日まで」に改める。

２．［２］⑵⑨イを次のとおり改める。

イ　割引をする自動車

休日（１月２日及び１月３日を含む。）及び前日かつ翌日が前記の休日となる日に通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車。

２．［２］⑵⑨ハのうち、「平成23年３月31日まで」を「西日本高速道路株式会社が別に定める日まで」に改める。

２．［２］⑵⑩の次に次のとおり改める。

⑪　エコカー割引

イ　割引をする自動車

西日本高速道路株式会社が別に定める自動車であり、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより登録がなされ、本割引の適用を受けるための登録証を搭載したＥＴＣ車のうち、普通車（別添１－１に掲げるニ及びホに該当する自動車とする。）。

ロ　割引適用後の料金

当該自動車が通行した区間における軽自動車等の料金の額を適用する。

ハ　適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成26年３月31日までとする。

２．［２］⑵⑬イのうち、「（平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。）」を削る。

２．［２］⑵⑬ハのうち、「平成23年３月31日まで」を「西日本高速道路株式会社が別に定める日まで」に改める。

別添８割引相互間の重複適用関係を次のとおり改める。

別添８

割引相互間の重複適用関係

⑴　重複適用の有無

	マイレージ	大口	前納	上限	深夜	通勤	通勤Ⅱ	早朝	平夜
大口	×	大口							
前納	×	×	前納						
上限	○	○	○	上限					
深夜	○	○	○	×	深夜				
通勤	○	○	○	×	×	通勤			
通勤Ⅱ	○	○	○	×	×	×	通勤Ⅱ		
早朝	○	○	○	×	×	×	×	早朝	
平夜	○	○	○	×	×	×	×	×	平夜

２．［２］⑵⑯を次のとおり改める。

⑯　割引相互間の適用関係

イ　①から⑬に定める割引相互間の重複適用関係は別添８のとおりとする。

ロ　別添８において重複適用無しと定めた割引のうち２以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

２．［２］⑶のうち、「広島呉道路等における社会実験に関する割引（深夜割引の割引率拡大）」を削り、「広島呉道路における平成22年度高速道路無料化社会実験に関する割引」を「広島呉道路における高速道路無料化社会実験に関する割引」に、「八木山バイパスにおける平成22年度高速道路無料化社会実験に関する割引」を「八木山バイパスにおける高速道路無料化社会実験に関する割引」に改める。「広島呉道路における高速道路無料化社会実験に関する割引」及び「八木山バイパスにおける高速道路無料化社会実験に関する割引」のハのうち、「平成23年３月31日まで」を「西日本高速道路株式会社が別に定める日まで」に改める。

別添５一般有料道路等のキロ程のうち、「一般国道11号（高松東道路）」を「一般国道11号（高松東道路）（四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用される前日まで）」に改める。

一般国道478号（京都縦貫自動車道）の表中、

「

	篠
沓掛	5.1

」を「

	篠
沓掛	5.2

」に改める。

別添６の表中、Ａの「一般国道10号（延岡南道路）（高速自動車国道東九州自動車道と接続し供用する日以降とする。）」を「一般国道10号（延岡南道路）」に、「一般国道11号（高松東道路）」を「一般国道11号（高松東道路）（四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用される前日まで）」に改め、Ｃの「一般国道10号（延岡南道路）（高速自動車国道東九州自動車道と接続し供用する日の前日までとする。）」を削り、「一般国道481号（関西国際空港連絡橋）」を加える。